

粉末ホースリール

取扱説明書

型 式

3HR型



日本ドライケミカル株式会社

安全上のご注意

NDC 日本ドライケミカル株式会社

このたびは日本ドライケミカルの防災製品を設置していただき、まことに有難うございました。
この取扱説明書を、熟読のうえ安全に製品をお取扱
ください。

防災設備は日常使用するものではありませんが、緊急時には確実に機能を発揮しなければなりません。
そのためには「正しい取扱い」と「日常の維持管理」が重要です。
又、防災設備は緊急時に火災を検知、消火するための機構上、誤った取扱いをしますと「人的損害」、「物的損害」、「二次災害等」の恐れが想定されます。

従いまして、本設備は知識のない人の取扱いは危険で、訓練した「**管理者の育成**」が必要です。
防災設備は日常使わないため管理がおろそかになる傾向にありますが、緊急時に確実に役立つよう管理者は「**正しい取扱い**」を習得して「**日常管理**」を行ってください。

1. この取扱説明書は管理者を含め関係者がいつでも利用できるよう管理してください。
2. この取扱説明書の記載内容についての問い合わせは弊社担当部署までご連絡ください。
3. この防災製品に異常が発見された場合や改修等を企画される場合は、弊社担当部署までご連絡ください。
防災設備の工事は有資格者の消防設備士が行うよう法律で定められております。
4. この防災製品の保守・点検は製品内容を熟知している弊社にご用命ください。
5. この取扱説明書は保証書や契約書ではありません。

本文中に用いた表示記号は次のように区分しております。



危険

この表示は防災設備を誤って取扱った場合、死亡又は重症を負う等の重大な人的被害の恐れが想定される事項を示しております。



警告

この表示は防災設備を誤って取扱った場合、傷害等の人的被害の恐れや、設備不動作などの機能に致命的な悪影響を及ぼす恐れが想定される事項を示しております。



注意

この表示は防災設備を誤って取扱った場合、本設備の機能障害、誤作動、二次災害等の恐れが想定される事項や、本設備の機能維持に必要な注意事項を示しております。

I 操作方法



注 意

- ホースの引き出しは、完全に行ってください。ホースがリールに残った状態で使用すると、消火剤が放射されない場合があります。
- ハンドノズルを火元に向けて放射する準備が整うまでは、ハンドノズルの操作レバーは閉止にしておいてください。準備中に放射が始まるとホースが蛇行し危険です。万一、この状態になった時は、速やかに粉末貯蔵容器放出弁を閉止させてください。
- 消火は風上の火元手前から行ってください。
- 起動装置操作とホースノズル操作の2人以上で操作して下さい。



危 険

消火後は消火剤ができるだけ外部に漏れないようにして、30分以上はそのまま放置してください。油類、その他可燃性気体が充満し、火災熱で爆発・再点火の恐れがあります。

II 点 検



注 意

- 消防法に定められている定期点検を必ず実施してください。異常が発見された場合、至急、弊社又は専門業者へご連絡ください。
- 本粉末ホースリールの設置及び復旧、点検は、消防設備士等の有資格者が行ってください。又、分解整備は弊社又は専門業者にご用命ください。
- 本粉末ホースリールは、火災及び点検時以外、絶対に手を触れないでください。

III 定期点検（法定点検）



注 意

- 特定の防火対象物（消防法施行令別表第1号に掲げる防火対象物）に設置されている消火設備等の点検は、定期的（機器点検は6ヶ月毎、総合点検は1年毎）に実施し、その結果を消防庁又は消防署長に報告しなければなりません。（消防法第17条の3の3）
また、特定の危険物施設に設置されている消防設備等は、消防法第10条第4項の技術上の基準に適合しているかについて定期的（1年に1回以上）に点検し、その点検記録を作成し、3年間保持しなければなりません。（消防法第14条の3の2）
従って、有資格者（消防設備士または消防設備点検資格者等）による法定点検を定期に実施してください。
誤作動や不作動の原因となるとともに、消防法令違反として罰せられます。
- 点検の方法は、特定の防火対象物の場合は、昭和50年10月16日消防庁告示第14号の点検基準、また、特定の危険物施設の場合は、平成3年5月28日消防庁通知消防危第48号の定期点検に関する指導指針に従うほか、本書の手順を遵守してください。誤作動や不作動の原因となります。
- 分解整備については3～5年毎に実施されることをお勧めいたします。

IV 日常点検



注 意

本製品の機能維持のため、法定点検以外にも本書の手順に従って日常的に点検を実施してください。

V 施 工



注 意

- 落下等、衝撃を加えないでください。正常に機能しない恐れがあります。
- 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に保管してください。



警 告

本ホースリールの分解組立・部品交換等は、弊社又は専門業者にご依頼ください。

目 次

1. 適 用	2 頁
2. 各部の名称	2 頁
3. 製品の概要	2 頁
4. 操作方法	2 頁
4.1 操作手順	2 頁
4.2 起動後の復旧方法	3 頁
[点検される方へ]	
5. 点 検	3 頁
5.1 定期点検（法定点検）	4 頁
5.2 日常点検	4 頁
[施工される方へ]	
6. 施 工	4 頁
6.1 運搬及び保管	4 頁
6.2 設置時の注意事項	4 頁
7. 仕 様	5 頁
8. 図 面	5 頁
8.1 形状寸法	5 頁
8.2 ハンドノズルコード表	5 頁

1. 適 用

本取扱説明書は移動式の粉末消火設備として使用される3HR型ホースリールに適用します。

2. 各部の名称

図1を参照ください。

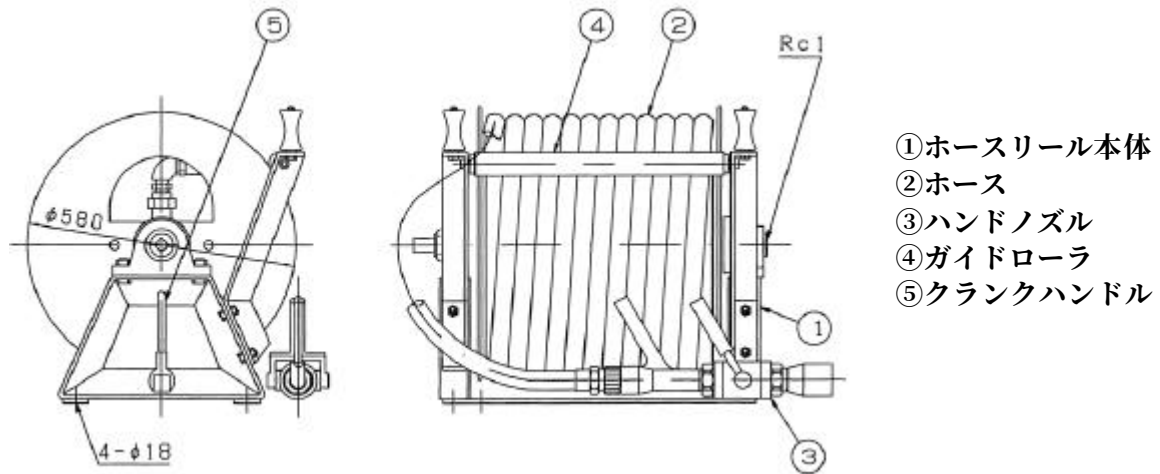


図1. 3HR型ホースリールの外形図

3. 製品の概要

3HR型ホースリールは、「火災の時著しく煙が充満する恐れのある場所」以外の場所に設置可能な移動式の粉末消火設備です。

火災が発生した場合、当該防護区画の起動装置を起動し、操作員が直接、本ホースリールのハンドノズルを火元にむけて消火剤を放射させ消火させるためのものです。

4. 操作方法

4.1 操作手順

⚠ 注 意

- ホースの引き出しは、完全に行ってください。ホースがリールに残った状態で使用すると、消火剤が放射されない場合があります。
- ハンドノズルを火元に向けて放射する準備が整うまでは、ハンドノズルの操作レバーは閉止にしておいてください。準備中に放射が始まるとホースが蛇行し危険です。万一、この状態になった時は、速やかに粉末貯蔵容器放出弁を閉止させてください。
- 消火は風上の火元手前から行ってください。
- 起動装置操作とホースノズル操作の2人以上で操作して下さい。

粉末消火設備は、起動装置作動後20～30秒で粉末消火剤が放出可能となりますので、操作手順は以下の手順で行ってください。

- 1) ハンドノズル（図1の品番③）を持ち、ホースをホースリールから全部引き出す。
- 2) 起動装置を起動させる。
- 3) ハンドノズルを火元に向け、ハンドノズルの操作レバー（図2の品番④）を開放側にしてコックを開き火元手前から掃くようにして消火作業を行う。
- 4) 消火後、ハンドノズルの操作レバーを閉止に切り替える。

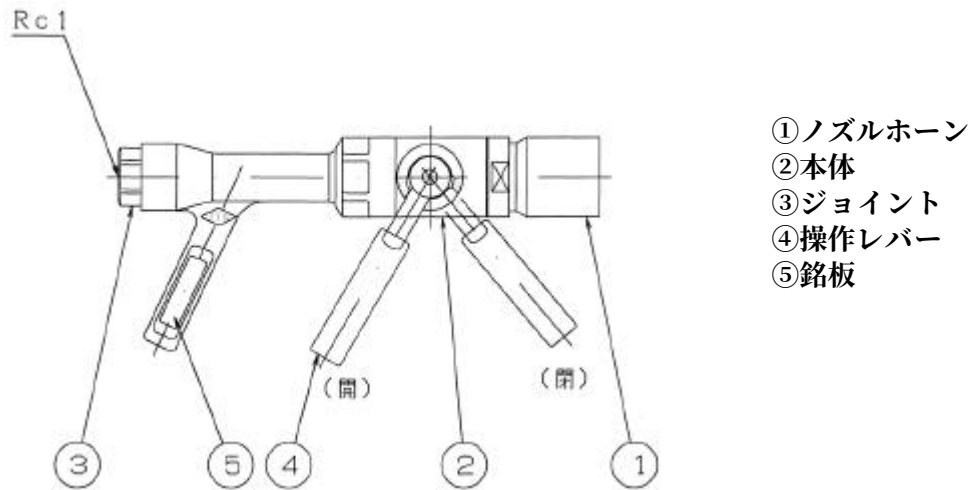


図2. ハンドノズル外形図

4.2 起動後の復旧方法

この消火設備を使用した場合、火災の完全鎮火後にハンドノズルの操作レバーが閉止になっていることを確認後、次の処置を行ってください。

⚠ 危険

消火後は消火剤ができるだけ外部に漏れないようにして、30分以上はそのまま放置してください。油類、その他可燃性気体が充満し、火災熱で爆発・再点火の恐れがあります。

- 1) 粉末貯蔵容器放出弁を閉止させ、N₂ コック（粉末貯蔵容器廻りの付属弁）をクリーニング側に切り替える。
- 2) ハンドノズルの操作レバーを2～3回開閉した後、N₂ ガスがハンドノズルから出なくなるまで放出状態を保つ。
- 3) N₂ ガスが完全に出なくなってからハンドノズルの操作レバーを閉止に切り替える。
- 4) 粉末貯蔵容器ユニットを別途定める要領書に従い復旧する。
- 5) 使用したホースをホースリールに巻き取り元のように収納する。

[点検される方へ]

5. 点 検

⚠ 注意

- 消防法に定められている定期点検を必ず実施してください。異常が発見された場合、至急、弊社又は専門業者へご連絡ください。
- 本粉末ホースリールの設置及び復旧、点検は、消防設備士等の有資格者が行ってください。又、分解整備は弊社又は専門業者にご用命ください。
- 本粉末ホースリールは、火災及び点検時以外、絶対に手を触れないでください。

5.1 定期点検（法定点検）



注 意

- 特定の防火対象物（消防法施行令別表第 1 号に掲げる防火対象物）に設置されている消火設備等の点検は、定期的 機器点検は 6 ヶ月毎、総合点検は 1 年毎）に実施し、その結果を消防庁又は消防署長に報告しなければなりません。（消防法第 17 条の 3 の 3）
また、特定の危険物施設に設置されている消防設備等は、消防法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合しているかについて定期的（1 年に 1 回以上）に点検し、その点検記録を作成し、3年間保持しなければなりません。（消防法第 14 条の 3 の 2）
従って、有資格者（消防設備士または消防設備点検資格者等）による法定点検を定期に実施してください。
誤作動や不作動の原因となるとともに、消防法令違反として罰せられます。
- 点検の方法は、特定の防火対象物の場合は、昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号の点検基準、また、特定の危険物施設の場合は、平成 3 年 5 月 28 日消防庁通知消防危第 48 号の定期点検に関する指導指針に従うほか、本書の手順を遵守してください。誤作動や不作動の原因となります。
- 分解整備については 3～5 年毎に実施されることをお勧めいたします。

法定の点検基準、指導指針に従い、点検を行ってください。

（1）機器点検要領

- 1) 変形、損傷、腐食等がないことを確認してください。
- 2) ハンドノズルのコックが閉止状態であることを確認してください。

（2）総合点検要領

試験用ガスを用いて、正常に作動することを確認してください。（復旧については、本取扱説明書の 4.2 起動後の復旧方法を参照してください。）

（3）分解整備

弊社又は専門業者にご用命ください。

5.2 日常点検

- 1) 変形、損傷、腐食等がないことを確認してください。
- 2) ハンドノズルのコックが閉止状態であることを確認してください。



注 意

本製品の機能維持のため、法定点検以外にも本書の手順に従って日常的に点検を実施してください。

6. 施 工

6.1 運搬及び保管



注 意

- 落下等、衝撃を加えないでください。正常に機能しない恐れがあります。
- 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に保管してください。

6.2 設置時の注意事項



警告

本ホースリールの分解組立・部品交換等は、弊社又は専門業者にご依頼ください。

7. 仕様

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1) 適用流体 | 粉末消火剤と窒素ガスの混合流体 |
| 2) 最高使用圧力 | 1. 6.0 MPa |
| 3) 耐圧試験圧力 | 2. 6.4 MPa |
| 4) 気密試験圧力 | 1. 7.6 MPa |
| 5) 放出率 (標準) | 3. 5 kg/sec |
| 6) 射程 | 1.5 m |

8. 図面

8.1 形状寸法

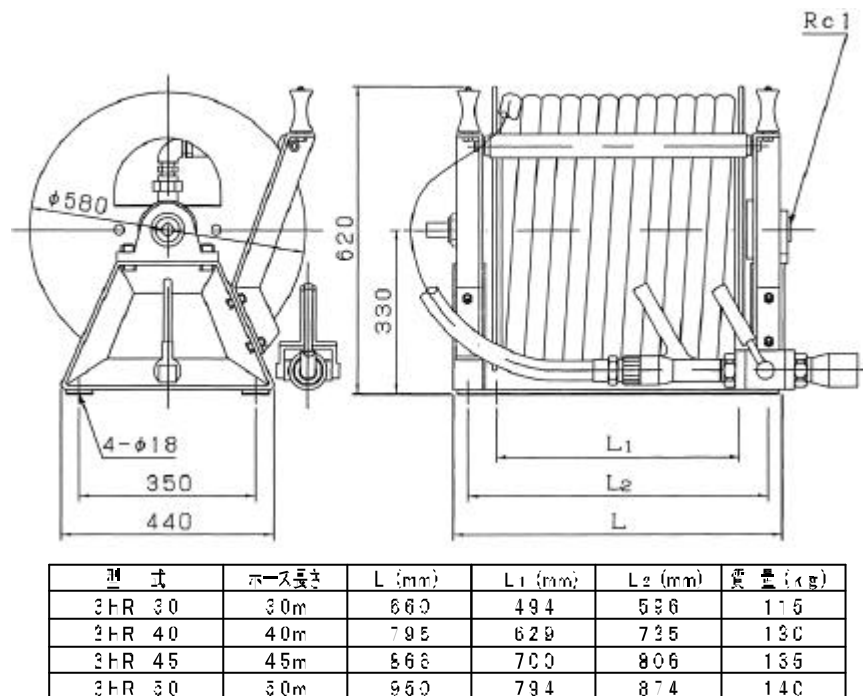


図 3. ホースリール(組立品)形状寸法図

8.2 ハンドノズルコード表

コード NO.	ノズル径 (mm)
46	15.0
47	16.2
48	17.2
49	18.4
50	19.6

備考 1. ハンドノズルのコード NO. は、配管施工計画図作成後に
消火剤放射時の圧力損失計算を実施し決定する。

●お問い合わせ先

FSG0608R0